

第 1 4 回 水 戸 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

会長 笹沼恭一は、令和3年8月12日午前9時30分、水戸市農業委員会総会を水戸市本庁舎4階中会議室に招集した。

出席委員（15名）

2番	高橋	基	3番	渡邊	隆文	4番	立原	清子
8番	一木	克昭	10番	安藏	久男	12番	浅井	紘一
13番	市村	正司	14番	吉澤	勇	15番	笹沼	恭一
16番	関	成一	18番	伊藤	明美	19番	軍地	美代
20番	高安	幸一	23番	小島	雄一	24番	外岡	健寿

欠席委員（9名）

1番	江橋	健男	5番	今関	征一	6番	深谷	泉
7番	飛田	信広	9番	雨谷	克己	11番	皆川	重文
17番	皆川	晃	21番	加倉井	幸夫	22番	大圖	金雄

事務局

事務局長	横山	英雄	次	長	吉川	正浩
農地係長	谷津	知一	農地係	江幡	清美	
農地係	関	拓也	農地係	塚田	一平	
農地係	青木	貴				

内 容

1. 議事

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可について
- 議案第3号 農地法第5条の規定による許可について
- 議案第4号 保留分の再審議について
- 議案第5号 土地現況証明願に対する承認について
- 議案第6号 農地法の運用に基づく非農地判断について
- 議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認について
- 議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取について

2. 報告

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に対する受理について

報告第2号 農地法第4条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第3号 農地法第5条の規定による市街化区域内の転用届出に対する受理について

報告第4号 登記官等からの地目確認照会に係る原状回復命令を発する有無について

報告第5号 転用事実証明の発行について

報告第6号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について

会議の概要

事務局長 皆様、おはようございます。

総会開会前に、事務局よりご報告がございました。

事務局の小野補佐なんですけど、実は、皆さん御存じのとおり新型コロナウイルスの感染者数がここに来て急増しております。また、ワクチン接種も早期に進めないといけないということで対応しているところなんですけど、どうしても保健所の業務が逼迫しておりますので、各部局から現在約40名職員を応援として出しております。今回、農業委員会事務局からも小野補佐を8月から11月末までということで派遣することになりました。補佐の関係業務、多々ございますので、残りは事務局で分担して対応はしていきたいと思っておりますので、委員の皆様におかれましてもご理解とご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

それでは、定刻前ではございますが、本日出席予定の委員の皆様全員お揃いでございますので、会長、開会をお願いいたします。

会長 皆さん、おはようございます。

今週の日曜日、オリンピックが終わりました。このオリンピックについては本来なら2020ということで昨年ではありましたが、こういう状況の中ですので一年遅らせたわけでありまして。

このオリンピックに関しましても、世論は開催したほうがいいのか中止したほうがいいのかいろいろ賛否両論あったわけですが、出場したアスリートの皆さんに関しては、一生懸命トレーニングを積んでこの日を迎えたわけですので、私個人としましても開催されてよかったのかなと思っております。私もそうですけれども、ここにいる皆様全員が2回、生きているうちに夏季オリンピックを体験したということでもあります。そういう状況の中でも金メダルが27個と今までで一番多い数を獲得したということで、本当に喜ばしい限りであります。

しかし、一方では、本日の発表であります昨日の新型コロナウイルス新規感染者が1万5,878人というような、今までで一番多い感染者が出ております。茨城県も県独自の緊急事態宣言が日曜日に出されまして今月いっぱい続くという中で、国としてもまん延防止対策ということで、なかなか厳しい状況が続くと思っております。

私どももワクチンを2回打っております。皆様も既に2回はワクチンを打ったと思うんですけども、このウイルスはワクチンを打っても移るといふ厄介なものであります。ですので、本当にマスクと手洗いを、これなら十分できますので、本当に気をつけていただければと思っております。

こういう暗いニュースの中でも、茨城県は5年前までは工業団地の工場の立地件数

が6位であったのが、今年は1位というような数字が出ております。水戸市の隣接の茨城町の工業団地においては36万平方メートル、ここにこれからの主力になります電気自動車のリチウム電池の工場ができるということで、約1,000人の雇用が創出されるというようなことも決まっておりますので、それに向かって私どももいろんな形で支援をしていかなければいけないと思っているところでございます。

そういうことでありますので、今日はやはり短時間で会議を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 それでは、ただいまより第14回水戸市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は15名、欠席委員は9名であります。よって、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づき、会議が成立いたしますことをご報告いたします。

続きますして、議事録署名人の選出についてお諮りいたします。

いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

議 長 ただいま議長一任との声でしたが、議長が指名することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは、異議なしと認め、議長より指名させていただきます。

2番の高橋基委員、そして3番の渡邊隆文委員、よろしく願いいたします。

次に、審議総括表について、事務局から説明をさせます。

事務局 第14回総会の農地法許可申請等に関する審議総括についてご説明いたします。

お手元の総括表をご覧ください。

農地法第3条の審議案件が7件、農地法第4条の審議案件が6件、農地法第5条の審議案件が25件、土地現況証明が2件でございます。報告事項といたしまして、農地法第3条の3の届出が2件、農地法第4条の届出が6件、農地法第5条の届出が15件、登記官等からの地目確認照会が1件でございます。

審議案件、報告事項合わせまして64件が本日の審議総括となっております。

説明は以上でございます。

議 長 審議に入ります前に、私の担当地区については関係委員として意見できませんので、調査の上、代理発言を16番の関成一委員をお願いいたします。

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを上程いたします。
第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。

この件につきまして調査検討しましたところ、法令に照らし許可相当と思われ
ますので、皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いた
します。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。1番、江橋委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われ
ますので、ご審議をお願いいた
します。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりです。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。1番、江橋委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことをございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。1番、江橋委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

市村委員 13番、市村です。

この案件につきまして、調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われまので、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。6番、深谷委員の代理発言です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第7項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第7項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。農地法第3条第2項各号のいずれにも該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。22番、大圖委員の代理発言となります。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議、よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのごことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議を、よろしく

お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

内容は以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。17番、皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様、ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。17番、皆川晃委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議、よろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

それでは、次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおり是正するため、始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

高橋委員 2番、高橋です。1番、江橋委員の代理発言になります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番，浅井です。

この案件について調査検討した結果，法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが，内容は議案書のとおり是正するため，始末書を添えての申請でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をさせていただきます。

外岡委員 24番，外岡です。22番，大圖委員の代理発言となります。

この件につきまして調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議，よろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのご意見でございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，議案第3号 農地法第5条の規定による許可についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが，内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は農振農用地であります。農地法施行令第11条第1項第1号のイ及びロの例外規定に該当すると思われます。

なお、転用期間は3年間でございます。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われま。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたしますが、3,000平方メートル以上なので、県農業会議に諮問いたします。

次に、第2項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第2項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。ので、皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第3項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第3項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。11番、皆川重文委員の代理発言です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第4項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第4項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番、軍地です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われまますので、ご審議よろしくお願

いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第5項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第5項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願います。

軍地委員 19番、軍地です。11番、皆川重文委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われますので、皆様のご審議よろしく願います。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見ですので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第6項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第6項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ており

ます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

軍地委員 19番, 軍地です。17番, 皆川晃委員の代理発言となります。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議よろしくお願いたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第7項を上程いたします。

事務局から説明をいたします。

事務局 第7項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番, 関です。15番, 笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第8項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第8項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行令第11条第1項第1号イの例外規定に該当すると思われま。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議を願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第9項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第9項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は農振農用地でございますが、農地法施行規則第11条第1項第1号イ及びロの例外規定に該当すると思われま。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見を願ひいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われま。ご審議を願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第10項及び第11項は関連がありますのでまとめて上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第10項及び第11項でございますが、関連がございますので併せて説明いたします。契約内容は第10項が売買で第11項が使用貸借でございます。受人は現在アパートに住んでおりますが、手狭なので住居を新築したい旨の申請と、建築予定である住宅のための給排水管を埋設したい旨の一時転用申請でございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、第11項の一時転用期間は2か月間であります。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言です。

第10項、第11項とも調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第12項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第12項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言です。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第13項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第13項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は水道・下水道が埋設された道路に面し，500メートル以内に保育所と診療所があることから，農地区分は第3種農地と思料されます。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番，関です。15番，笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ，法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第14項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第14項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。15番、笹沼委員の代理発言となります。

調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われれます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第15項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第15項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、転用期間は3年間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

す。

次に、第16項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第16項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番、安藏です。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第17項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第17項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討したところ, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第18項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第18項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料されます。

なお, 建築指導課に開発許可の申請があり, 許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番, 安藏です。

調査検討した結果, 法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが, いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので, 異議なしと認め, 許可と決定いたします。

次に, 第19項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第19項でございますが, 内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や山林に囲まれた生産性の低い農地であることから, 農地区分は第2種農地と史料され

ます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

安藏委員 10番，安藏です。21番，加倉井委員の代理発言となります。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われるということを加倉井委員から承っております。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたします。

次に，第20項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第20項でございますが，内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから，農地区分は第1種農地と思料されますが，農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われま。

なお，建築指導課に開発許可の申請があり，許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

一木委員 8番，一木です。

調査検討した結果，法令に照らし許可相当と思われま。皆様のご審議をよろしくお願ひします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが，いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことでございますので，異議なしと認め，許可と決定いたしま

す。

次に、第21項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第21項でございますが、内容は議案書のとおり一時転用申請でございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、転用期間は8か月間でございます。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。9番、雨谷委員の代理発言となります。

調査検討した結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第22項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第22項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第23項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第23項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は宅地や雑種地に囲まれた生産性の低い農地であることから、農地区分は第2種農地と思料されます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

調査検討の結果、法令に照らし許可相当と思われます。皆様のご審議をよろしくお願ひいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのご意見でございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、第24項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第24項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、許可見込みであるとの回答を得ております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

浅井委員 12番、浅井です。

この案件について調査検討した結果、法令に照らして許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

続いて、第25項を上程いたします。

事務局から説明をさせます。

事務局 第25項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、農地区分は第2種農地と史料されます。

また、事業計画変更申請が提出されております。

以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

外岡委員 24番、外岡です。22番、大圖委員の代理発言となります。

この件につきまして調査検討したところ、法令に照らし許可相当と思われます。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第4号 保留分の再審議についてを上程いたします。

第1項を上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 第1項でございますが、内容は議案書のとおりでございます。申請地は広がりのある農地であることから、農地区分は第1種農地と思料されますが、農地法施行規則第33条第4号の例外規定に該当すると思われます。

なお、建築指導課に開発許可の申請があり、先月時点では許可見込みがありませんでしたが、許可見込みであるとの回答を得ております。

また、建築物の計画変更に伴い許可申請記載事項変更願が提出されております。
以上でございます。

議 長 関係委員のご意見をお願いいたします。

関委員 16番、関です。

調査検討した結果、法令に照らし、開発許可見込みということですので、許可相当と思われます。ご審議をお願いします。

議 長 関係委員から許可相当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、許可と決定いたします。

次に、議案第5号 土地現況証明願いに対する承認についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 それでは、お手元の資料、別紙1をご覧ください。

議案第5号 土地現況証明願いに対する承認についてでございます。

第1項につきましては、全隈町の田918平方メートルの土地について現況証明願があり、農業委員3名と事務局で現地確認を行い、その結果、記載のとおりでありましたので可としたものであります。

以下、第2項につきましても、現況確認の結果、記載のとおり確認できましたので可としたものであります。

以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願い

いたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第6号 農地法の運用に基づく非農地判断についてを上程いたします。
事務局から説明をさせます。

事務局 お手元の資料の別紙2をご覧ください。

議案第6号 農地法の運用に基づく非農地判断についてご説明いたします。

農地の非農地判断につきましては、今年7月の荒廃農地パトロール・現況調査において「森林の様相を呈しており、農地に復元するには困難である。また、周辺の状況から見て、農地に復元しても継続して利用することが困難である。」と地区の担当農業委員・推進委員が判断された土地でございます。

今回、これらの土地につきまして、農地法の運用に基づく非農地にすることについて承認を求めるものでございます。

今回ご審議をいただき、非農地に該当すると承認をいただいた場合には、その所有者に対して非農地通知書を、また、法務局等の関係機関に対し非農地通知書一覧表を送付いたします。

説明は以上でございます。

議 長 事務局から説明がありましたが、該当する筆の関係委員からの意見を聞いて判断をしたいと思えます。

まず、開江町からお願いいたします。

関委員 16番の関です。

1番から6番目の土地ですが、先月現況調査をしました。

この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元は困難であるため非農地と思われまますので、皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 次に、木葉下町、お願いいたします。

吉澤委員 14番、吉澤です。

7番から53番の木葉下町の土地ですが、この件について調査検討したところ、現地は森林の様相を呈しており、農地に復元するのは困難であるため、非農地と思われるので、皆様のご審議お願いいたします。

議 長 関係委員から非農地が妥当とのご意見でございますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、非農地とすることに決定いたします。

次に、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 ご説明させていただきます。

お手元の資料、別紙3をご覧ください。

それでは、議案第7号 農用地利用集積計画の決定に係る承認についてご説明いたします。

令和3年農用地利用集積計画書(案)の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から4段目それぞれの期間ごとの設置につきましては各自でご確認ください。

今回の設定面積の合計につきましては、田が1万9,066平方メートル、うち再設定が5,637平方メートル、畑が2万8,722平方メートル、うち再設定が1,620平方メートル、設定者27名、取得者6名、うち再設定の設定者5名、取得者2名でございます。

利用権設定年月日は、令和3年8月20日、8月25日、9月1日を予定しております。

なお、以上につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

説明につきましては以上でございます。

議 長 事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(「ありません」の声あり)

議 長 承認することでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことでございますので、異議なしと認め、承認することに決定いたします。

次に、議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてを上程いたします。

事業担当課から説明をさせます。

事業担当課 お手元の資料、別紙4をご覧ください。

それでは、議案第8号 農用地利用配分計画案に係る意見聴取についてご説明いたします。

令和3年農用地利用配分計画書（案）の集計表にて内容を申し上げます。

表の1段目から3段目、それぞれの期間ごとの設定につきましては各自でご確認ください。

今回の設定合計につきましては、畑が再設定のみで3,190平方メートル、設定者1名、取得者1名でございます。

なお、設定者は農地中間管理機構である茨城県農林振興公社でございます。

賃借権等の年月日は、令和3年10月1日に予定されております。

なお、以上につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。

議案第8号につきましては、説明は以上でございます。

議 長 ただいま事業担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「ありません」の声あり）

議 長 それでは、意見なしで回答することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見なしで回答することに決定いたします。

ここで、担当課は退席します。

次に、報告事項について事務局から説明をさせます。

事務局 報告についてご説明いたします。

お手元の水戸市農業委員会総会報告事項をご覧ください。

報告第1号、報告第2号、報告第3号にある農地法第3条の3、第4条、第5条の届出共に、内容につきましては記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により全項受理通知書を交

付いたしました。

報告第4号、報告第5号、報告第6号につきましても、資料のとおりでございます。
説明は以上でございます。

議長 それでは、次に、その他として事務局から許可制度調査方法の検証結果についてを説明させます。

事務局 それでは、許可制度調査方法の検証結果としまして説明させていただきます。

説明はスライドを用いて行わせていただければと思います。

7月の総会において参集対象外であった委員のみお手元に資料を配付させていただいております。

スクリーンの映像と同じものですので、映像を見ていただければと思います。

先月の7月総会でも同じ説明をしておりますので、7月の総会出席の委員へは資料を配付しておりませんが、恐れ入りますが少々お時間をいただければと思います。

それでは、説明に移らせていただきます。

説明の前段としまして、経緯を振り返らせていただきます。

令和2年7月に、農業委員の改選が予定されていた節目であったため、県内の市町村の実態調査を実施しました。

その実態を受け、運営委員が2名1組となり、試しの調査を令和2年12月まで4回実施しました。その経緯を踏まえ、事務局でまとめたものであり、農業委員の皆様へ代わり代弁させていただき考えで作成させていただいております。

それでは、スライドの説明に入らせていただきます。

許可制度調査方法の検証結果。活動環境と調査機能とのさらなる向上のために。

令和2年委員改選の節目を迎えたため、県内市町村の実態調査を実施しました。

こちらは、令和2年6月の総会で調査結果を報告した資料です。

総会において、水戸市においても調査の結果を参考としながら、良い方法の検討を進めていくこととしました。

現在の調査方法は、地区担当委員1名が担当地区を調査しております。

特徴・課題についてです。

その1つ目としまして、1名の委員での調査であるため、経験年数が浅い場合などでは、どう判断して良いか迷う、農地への影響があるかどうか迷うなどがございます。

2つ目としまして、何か問題が生じた案件がありますと、場合により調査会が設けられ、時間等がかかることがあります。

3つ目としまして、地元で生活し、そして活躍する地元委員にとっては、場合により活動しにくい状況が生じる可能性が考えられます。

4つ目としまして、月ごとに忙しい地区の委員もいれば、調査案件がない地区の委員もいる状況です。

5つ目としまして、1人の委員に固定の地区が割り当てられているため、例えば委員に欠員が生じると最終的には審議に支障が生じてしまいます。

そこで、これら5つの課題等を踏まえ、農業委員会組織力の更なる向上のために、複数委員での調査を提案いたします。

協力することで強力な力を引き出します。

運営委員が2名1組となり、令和2年9月から12月まで輪番で試行調査を実施しました。

その試行調査を実施した結果になりますが、検証しますと、一層の適正な審議や委員の心理的負担の軽減につながる効果があることが確認されました。各委員にとりましても、農業委員会にとりましても、良い効果を得られることが期待されます。

メリットについてです。

1つ目としまして、気づけないことに気づけること、状況・情報を共有できること、また、相談することができることなどがあります。

2つ目としまして、複数委員による調査となることで、難しい案件があった場合でも調査会の機能や役割を併せ持つことが期待でき、改めて調査会を設置しなくともスピーディーに結論を導けることが期待されます。

3つ目としまして、地元でさらに活動しやすくなったり、厳しい指導をする場面でも今に比べて指導しやすくなるなど、活動しやすい環境になります。

4つ目としまして、例えば委員に欠員が生じても調査案件の審議に支障が生じない体制になることができます。

ただいま挙げましたメリットを享受し、さらなる適正かつ効果的な調査の実施により、適切な農地行政の推進を図ることが目的になります。

その調査の実施方法として、2つから3つの地区をまとめて複数の委員が合同で調査する方法で地区担当委員の責務等は変えない方法です。

イメージは資料26ページの図のようになります。

各委員の担当する地区をエリアとして合同で協力して調査を実施します。総会においては、従前どおり担当地区の委員が意見を発言することを考えております。

まとめになりますが、農業委員会組織力のさらなる向上に向け、調査方法を見直すメリットが現状に比べてあると考えたため、複数委員による調査方法に見直すことを事務局からご提案いたしますが、いかがでしょうか。

よろしければご意見等をいただきながら意見を集約し、詳細な実施方法を決めてまいりますと考えております。

なお、お手元に許可制度調査方法提案についての意見票を1枚配付してあります。

2週間ほどお時間を取っておりますので、何かご意見がございましたらばそちらに記入していただき、事務局へご提出いただければと思っております。

説明は以上になります。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

市村委員 13番，市村です。

ただいま説明がありましたが、今まで何か問題がある場合には調査会を設けて、複数名で調査をしてきたわけです。

これからは、その調査会は設けないんですか。何かあったときには調査会を設けるということですか。

議 長 それでは、事務局で説明願います。

事務局 市村委員のご質問についてお答えいたします。

調査会については、調査会を開く意味というものは大きくあると思います。

今回の説明においては、調査会を全く開かない、そういった意図では考えておらず、複数委員での調査になることで調査会に近い機能を通常の調査の段階で得られる、そのように考えております。

必要に応じて調査会を開いていくものだと考えております。

以上です。

市村委員 毎月、2名か3名で調査した場合で結論が出ない場合には調査会を設けていくということですね。

事務局 はい、必要に応じて開くべきだと考えます。

議 長 イメージ的には、前回ありましたよね。太陽光発電設備の問題で、藤井町の地区の案件と記憶しています。あのときもやはり最初は担当地区委員と隣接地区の委員と調査したんですけれども、運営委員会の決定で、みんなで現地調査するようなことにもなりました。

ですから、今後は、先ほど説明があったように隣接の委員同士でやれば、調査会をやらないわけではないんですけども、調査会をやったような回答が得られるのではないかとことでの今回の提案です。そういった理解でよろしいですね。

市村委員 今後とも、もし難問にぶつかった場合には調査会は設けるといふことですね。分かりました。

議 長 そのような形であります。

それでは、今後、意見等を集約して詳細な実施方法を決めていくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしとのことですので、異議なしと認め、意見等を集約して詳細な実施方法を決めていくことにします。

その他に何かございますか。はい、浅井委員お願いします。

浅井委員 12番、浅井です。事務局に聞きたいんですが、3条や5条などの許可案件で本人確認を事務局でしているのかどうかというのを聞きたいんです。

この間の委員会の中で関委員から所有者が全然知らない間に自身のもつ土地が売買で売っていたということがあったとのことなので、私はなるべく本人確認をしてたんですが、私らは電話で確認するぐらいで、本人確認はその程度なんですけれども、事務局では何かちゃんと本人確認をしているのかどうか、そこらのところを聞きたいんですが。

議 長 よろしいですか、本人確認をしているのかについて、事務局説明願います。

事務局 ご質問についてお答えさせていただきます。

私どもは3条から5条の申請につきましては、21日から25日で受付をしているんですけれども、ほとんどの場合、代理人による申請になっております。所定の代理人、行政書士が多いんですけれども、本人からの委任状の提出を受けておりますので、本人確認として本人と連絡を改めて取るということはほとんどございません。申請人からの委任を受けて代理人が申請するということがほとんどでございます。

議 長 よろしいでしょうか。

浅井委員 何か、今だんだん複雑になってきて、所有者が知らないうちに、例えば息子とか家族が所有者が知らない形で売買などを進めるということもあるので、あまり問題はないかなとは思いますが、ただ、所有権移転なんですから所有者の本人確認されてないで申請がされるということは、何か少し問題だなと。

私ども含めてなかなか本人確認というのは難しいなと思うんですが、分かりました。

議 長 どうぞ。

外岡委員 24番，外岡です。

今，浅井委員から本人確認ということなんですけれども，私の場合は必ず本人確認をしております。特に売った方より買った方，昔から売った方というのは事情があるので，買った方がどういういきさつで買ったかということなど，議案書を見ながらお話をしましていろいろ確認はしております。それと同時に，その土地の場所を地図で把握して現場に必ず行くようにしております。

必ず土地の名義移動に当たっては，所有権の移転でありますので，これは必ず本人の確認というのは必要であると思います。

また，色々な事件もちまたでありますので，その辺のことは十分，我々も委員としてしっかり心に据えて，土地の動きというものをしながら委員活動をしていかなければいけないかなと思っております。

以上です。

議 長 私どもの調査をしていく上で多いのが所有者が高齢になっており，行政書士の人又はそれに類する人が申請する場合ですけれども，やはり必要なのは本人からの委任状があるかどうか，本人が理解しているかどうか，それがまず第一に必要なと思うんです。

それと，我々委員とすれば，その委任状を実際に見ているわけじゃないので，事務局では見てはいると思うんですけれども，本人の聞き取り，最近はなかなか本人とお話ししても，代理人に任せきりになっており，あやふやなケースがあったり，代理人の行政書士のほうが先行していて，調査したときにはなかなか回答までに行きつけないというようなことがあるので，これは事務局で書類を作成するときに，委任状を基にしてちょっと難しいと思うんですけれども，さらにやはり本人の同意があるかということの確認をして，これからは多様化した時代に入りますので，権利の移動についてはやはり慎重に我々委員も調査していかないと，責任問題にも発展するかと思いますので，今後については，疑義を感じたらその際には事務局と相談しながら調査を進めていってください。

他にございますか。

事務局 今回の調査の件なんですけれども，本人確認ということで，総会の議案書の備考欄に，申請書に記載の連絡先を載せております。ですから，本人に会うということが

できない場合は、その連絡先に電話していただいて、本当に売買するのかなど、そういったことを確認していただければと思いますので、そのときに電話番号が間違っていたとかこれ違うよという場合、事務局に連絡いただければ、こちらでまた確認をしてご連絡するということにはしておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

浅井委員 電話では本人確認は分からないですね。

事務局 はい、そうです。

ですから、本当に本人であるかというのは、先ほどから話にあったように難しいとは思ひんですが、ただ議案書に書いてある電話番号は申請書に記載されているものから、その連絡先を信用するしかないということになります。

浅井委員 税務署なんかはみんな本人確認でした。

外岡委員 以前に1件だけ電話番号が全然違った電話番号で、事務局に問い合わせを行ひ改めて電話番号を確認したということがありました。

議 長 今の話にありましたように、事務局は取りまとめをしているわけですので、何かちょっとおかしいなとかちょっと判断しかねるというようなときは、その都度、事務局に相談をしていただいて調査をしていただければと思ひておりますのでよろしくお願ひいたします。

ほかにはありませんか。

安藏委員 10番、安藏です。

今月の議案書が届いたのは私のところは金曜日だったんです。土曜日、日曜日と連休が続いてしまい、調査してもなかなか事務局と連絡が取れず、時間が少なくて、案件がたくさんあったら大変なことだと思います。3人1組でやるなんていうのもいいかと思ひますけれども、3人の都合なんかもあるし、時間が取れないようなことが起きてタイムロスになるような気がするんです。

太陽光発電設備の案件は前もって早くに知らせていただけのんですけれども、案件がたくさんあって、連休が続くような場合は事務局も少し早く出していただきたいと思ひます。

以上です。

議 長 基本的に、担当地区は変わりません。それで、確かに安藏委員が言われるよ

うに、3地区になると膨大な件数の調査になりますよね。

ですから、基本的には担当地区は変わらないですけれども、今後、調査する上ではやはり担当地区委員の判断で行い、隣接地区の委員が必ず3地区において判断するのではないんですよね。だから、その辺は臨機応変にやっていただかないと、例えば3地区合同となると本当に、単純に3倍の件数調査になってしまいますよね。だから、難しい案件があると思うので、そういった案件は3地区の方々と一緒に行い、単純な案件については担当地区委員の判断で問題はないかと思います。

また、今回、改選により農業委員の入れ替わりがありました。それで、初めての委員においては結構大変だと思うんです。そういうところで、やはり運用の仕方はそれぞれあったように、基本は担当地区は自分がやるということだと思います。

ほかにございますか。

(「ありません」の声あり)

議 長 なければ、以上をもちまして、第14回の総会を終了といたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 午前10時35分